

## 葛飾区騒音測定器貸出要領

令和 5 年 1 月 6 日

04葛環環第865号

環境課長 決裁

(趣旨)

第 1 条 この要領は、葛飾区民（以下「区民」という。）等が葛飾区（以下「区」という。）内の生活環境における騒音等を把握するために、区が騒音測定器（以下「測定器」という。）を区民等に貸出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

(騒音測定器)

第 2 条 貸出す測定器は、次の各号に掲げるいずれかのものとする。

- (1) 貸出すことによって環境課の業務遂行に支障が生じないもの。
- (2) 測定器としての機能は有するが、機器の検定を施していないもの。
- (3) その他葛飾区長（以下「区長」という。）が貸出すことを認めたもの。

(貸出対象者)

第 3 条 測定器を貸出す対象者は、別表対象者欄に掲げるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、特に必要と認める者を対象者としてすることができる。

(貸出台数)

第 4 条 測定器の貸出台数は、1 回の貸出申請につき 1 台とする。

(貸出料)

第 5 条 測定器の貸出しは、無料とする。

(貸出申請等)

第6条 測定器の貸出しを受けようとする対象者は、別表に定める書類を提示し、騒音測定器貸出申請書兼借用書(第1号様式)により区長に申請するものとする。

2 前項の規定による申請は、別表に定める申請者が行うものとする。

3 区長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、同項の規定による申請を行った者に測定器の貸出しを行うものとする。

(貸出期間)

第7条 測定器の貸出期間は、1回につき最大8日間とする。

2 測定器の貸出しを受けた者(以下「借受者」という。)は、貸出期間の終了日(以下「返却日」という。)の午後5時までに測定器を環境課窓口に持参し、返却しなければならない。ただし、前項の規定にかかわらず、返却日が閉庁日となる場合は、翌開庁日を返却日とする。

(借受者の責務)

第8条 借受者は、貸出しを受けた測定器について、丁寧かつ慎重に取り扱わなければならない。

2 借受者は、貸出期間を厳守するようにしなければならない。

(測定場所)

第9条 借受者が行う騒音の測定場所は、葛飾区内とする。

(転貸等の禁止)

第10条 借受者は、測定器を第三者に転貸し、譲渡し、若しくは担保に供し、又は営利目的で使用してはならない。

(貸出停止)

第11条 区長は、借受者が測定器を破損したとき又は貸出期間を経過しても返還しないときは、直ちにその使用停止を求め、返還させるものとする。

(損害賠償)

第12条 借受者が測定器を紛失し、若しくは著しく破損したときは、測定器と同等品又は貸出時の状態への復元若しくは復元に要する経費を求めることができる。ただし、やむを得ない事情があると区長が認めたときは、この限りでない。

(免責)

第13条 区長は、測定器の誤った使用により生じた事故又は貸出時間中における測定器の管理不備により生じた事故については、一切の責任を負わないものとする。

(委任)

第14条 この要領に定めるもののほか、測定器の貸出しに関して必要な事項は、環境課長が別に定める。

付 則

この要領は、令和 年 月 日から施行する。

別表（第3条・第6条関係）

対象者	申請者	書類
1 区内に住所を有する者	本人又はその代理人	(1) 住民票の写し、健康保険被保険者証、運転免許証その他本人確認ができる書類
2 区内に土地又は建物を所有し、又は賃貸している区外の者	本人又はその代理人	(1) 住民票の写し、健康保険被保険者証、運転免許証その他本人確認ができる書類 (2) 固定資産納税通知書、賃貸借契約書、その他区内に土地又は建物を所有していることを確認できる書類
3 区内で就学又は就労している者	本人又はその代理人	(1) 住民票の写し、健康保険被保険者証、運転免許証その他本人確認ができる書類 (2) 区内で就学又は就労していることを確認できる書類
4 区内に土地又は建物を所有していないが、区内の事業所の代表者であって区外の者	本人又はその代理人	(1) 住民票の写し、健康保険被保険者証、運転免許証その他本人確認ができる書類 (2) 区内の事業所の代表者であることが確認できる書類
5 区内の自治町会その他区内で活動を行う団体	当該団体の代表者又はその代理人	(1) 住民票の写し、健康保険被保険者証、運転免許証その他本人確認ができる書類 (2) 当該団体の規約又はそれに準ずるもの (3) 前号に掲げるものが存しない場合にあっては、当該団体の活動実績が確認できる書類及び会員名簿又はそれに準ずるもの